

YouTube を活用して日本国憲法の平和主義を理解させる試み

中野 潤三*1・田中 雅章*2
Email: jnnp26@m.suzuka-iu.ac.jp

*1: 鈴鹿国際大学国際人間科学部

*2: 名古屋工業大学グリーンコンピューティング研究所

◎Key Words 戦争と平和, 憲法, 動画学習

1. はじめに

大学における教養科目は、中学校や高校時代の授業よりはるかに内容が高度になる。特に社会学系の大学に入学すれば、法律系の科目は避けて通ることはできない。法律の要である憲法は総合的な科目や専門分野の必修科目として位置づけられている。そして、その憲法の解釈や理解は容易なことではない。大人でも難解な記述や用語の解釈は容易とは言いがたい。

そこで、本稿は難解なひとつと云われる日本国憲法の平和主義を新入生の学生から憲法に興味がある一般まで、自主的な学習を支援するための仕組み作りを検討した。通学途上や自宅で過ごす時に生じるスキマ時間を利用して学習できる環境を構築することにした。解説動画を閲覧することで授業の予習や復習、あるいは憲法の自主学習ができる。

昨年、本学に入学した学生に対して行った調査では、1年生で約90%の学生がスマートフォンを所有しており、2年生以上は、ほぼ100%の学生がスマートフォンを所有していた。学習支援 Web サイトはパソコンから閲覧可能である。しかし、学生の現状を鑑みるとほとんどがパソコンよりもスマートフォンから閲覧することになると予想される。そのため学習支援サイトのインターフェイスはスマートフォン用にシンプルなデザイン設計にした。

本稿では導入から運用までの容易性と汎用性から、Google から無償で提供されている Wiki を活用した Google サイトと YouTube を活用することに着目した。Web ベースの教育支援サーバーを実装するにはそれなりの技術と費用と手間が必要である。しかし、Google から提供されているサービスを活用すれば教育支援サーバーの実装が不要で、運用の手間もかからない。VOD サービスを行うには、サーバーアクセス集中によるレスポンスの低下を防止するために業務用 VOD サーバーが必要であるが、YouTube を活用することでその費用も不要である。

本研究は国際関係論の1コマとして、予習・復習に使える5分程度の動画が閲覧できるスマートフォン用学習支援サイトを準備し、授業の中で学生に閲覧してもらった。次に調査票に記入してもらった方法で回答してもらい、解説動画の有効性について検討する。今回は時間の関係で全てを報告することはできないが、その取り組みについて報告する。

2. 戦争の違法化と日本国憲法の平和主義

1928年に調印された不戦条約(戦争放棄に関する条約)は、その第1条で「国際紛争解決の為戦争に訴えることを非とし、国家の政策の手段としての戦争を放棄する」と謳っている。いわゆる「戦争の放棄」の指すのではあるが、同条の表現からは自衛戦争と制裁戦争を否定していないことがわかる。同条は日本国憲法の第9条第1項の「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」の文言と似ている。当時の憲法の起草者は不戦条約の条項を参照し、国家政策と国際紛争解決のための戦争を違法化することが第2次世界大戦前からの国際社会の潮流であると理解していたと思われる。日本国憲法第9条第2項は、「戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定している。憲法制定前後の政府はこれを自衛戦争さえも否定した条項と解釈していた。その後の国際情勢の変化(冷戦の開始)を受けて、政府の第9条解釈は必要最小限の自衛力の保持は合憲との解釈に変化する。9条の護持を主張する人たちには、同条は自衛力の保持と自衛戦争の遂行も禁じているとの主張が多い。解釈の正当性の問題から離れてみて、憲法9条の理念が国際社会の現実に照らして果たして実現可能であるのか考えたい。

第2次世界大戦の反省により結成された国際連合の憲章はその第2条で「武力による威嚇又は武力の行使は慎まなければならない」と謳い、国際連盟規約の精神を継承している。その意味で国連憲章は、理想主義の国際関係論に立脚していると言える。武力行使が認められる例外として、憲章は個別的・集団的自衛権の行使と並んで安保理決議に基づく軍事的強制措置を挙げ、国連軍の結成に関する規程もあり、米英仏露中の戦勝5大国の軍事力を背景とした平和の維持という意味で「現実主義」に立脚しているとも言えるだろう。周知のように、このような理想主義的かつ現実主義的な平和維持の方策は、冷戦下の安保理の機能不全によりほとんど実現しなかった。冷戦の終焉により安保理の機能回復と国連中心の平和維持という期待が生まれたが、5大国の国益の齟齬から来る安保理の機能不全は解消されていない。

あらゆる戦争を禁じる日本国憲法第9条は、国連憲章をも越える世界で最も先進的な平和主義の理念である、この「旗印」を高く掲げて日本が世界平和をリードすべしという意見がある。理想主義の旗印は別とし

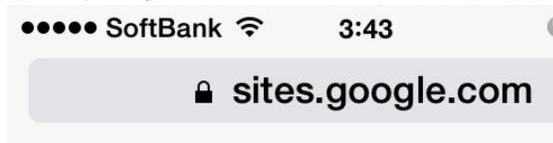
て、国連決議に基づかないアメリカのイラク侵攻、武力の威嚇によるロシアのクリミア併合等、昨今の出来ごとを想起すると、国連憲章という「世界標準」さえ遵守されていない国際社会の現状がわかる。主権国家体制（不完全なグローバルガバナンスはあるがグローバルガバメントは存在しない）が存続する限り、国益の衝突による紛争は皆無にはならない。ただ、規範（国連憲章や国際法）を遵守することによって紛争を出来る限り防止し、紛争発生の場合には惨害を局限し、速やかに紛争を解決するというグロチウス以来の合理主義（自由主義）の国際関係論のアプローチが有効であろう。

戦後の日本は日本国憲法第9条の第1項を遵守してきた。第2項は自衛戦争を含むあらゆる戦争の否認と仮に解釈するとしても、その実現には相当な時間を要する。まずは規範の整備と遵守という合理主義（自由主義）のアプローチを積み重ねることが、国際社会の平和を維持する現実的な方途である。

3. 学習支援サイトの概要

今回試作した日本国憲法の平和主義の学習を支援する Web サイトのキャプチャーは、図1のとおりである。

図1 学習支援サイト（スマートフォンアクセス画面）



日本国憲法と平和主義の解説



<http://goo.gl/vBcBLF>

ほとんどの場合、スマートフォンからアクセスすることを想定して、極めてシンプルなインターフェイスとなっている。今回は説明書なしに使えるような使い勝手にするために、余分な操作を省力した画面設計にした。学生が予習や復習として隙間時間に閲覧することを想定している。そのため解説動画は数分程度である。自宅や待ち時間にスマートフォンから気軽に閲覧できるように配慮した。

学習支援サイトの「中央の赤いボタン」をタップす

ると動画解説の YouTube が直ちに起動する。URL は短縮 URL に変換しており、入力負担を軽減している。表示の URL は短縮 URL が表示されており、リダイレクトを利用して本来の長い URL に接続されるようになっている。QR コードは、QR コード読み取りアプリがあれば、手で入力をしなくてもカメラで読み取るだけでサイトにアクセスできるようになっている。

4. 学習支援サイトの効果測定

4.1 学習支援サイトの評価手順

学習支援サイトの評価手順は、通常の授業の1コマを使い、次のように実施することにした。

1. 受講者へ本日の授業の流れを説明する
2. 通常の授業を60分程度実施する
3. プロジェクターを使って、解説動画を視聴する
4. 受講者に記述式調査票へ回答してもらう
5. 調査票を Excel で分析し、解説動画の有効性評価とする

4.2 戦争の違法化と日本国憲法の平和主義の質問項目

試作した学習支援サイトの評価は、次に記述する項目を利用者にどの程度理解することができたかどうかで評価することにした。

1. 第1次世界大戦が全国民を戦争に動員する総力戦争だったことを理解したか。
2. 第1次世界大戦以前は主権国家の戦争権が認められていたことを理解したか。
3. 国際連盟規約と不戦条約で国家政策としての戦争が放棄されたことを理解したか。
4. 国際連盟規約と不戦条約は自衛戦争と制裁戦争を認めていることを理解したか。
5. 日本国憲法の第9条第1項が不戦条約の条項と似ていることを理解したか。
6. 自衛力の保持に関して憲法第9条第2項の解釈で論争があることを理解したか。
7. 国際連合憲章が自衛権の行使と安全保障理事会が認める軍事力行使以外の武力行使を禁じていることを理解したか。
8. 武力行使に関する国連憲章の規程が必ずしも守られていない実情を理解したか。
9. 国際関係論には理想主義や現実主義、自由主義の考え方があつたことを理解したか。
10. 日本国憲法の平和主義の理念を実現するための方法やアプローチが理解できたか。

5. おわりに

本稿執筆時点では解説動画の評価が完了していないため、不十分な内容である。しかし、PCカンファレンスでは評価結果を報告できる予定である。

試作した学習支援サイトは、スマートフォンでも充分に見やすいデザインとなった。ただ、動画をストリーミングで配信しているためにWiFiやLTE環境なら申し分ない。しかし、3G回線では回線が混雑している時はややもたつきが感じられた。

このように解説動画を順次増やしていけば、憲法に興味がある社会人に対して、オープンカレッジが構築できると評価する。